

日本顕微鏡学会定款

昭和 38 年 11 月 4 日総会承認	
昭和 46 年 5 月 19 日改	正
昭和 47 年 5 月 24 日改	正
昭和 49 年 10 月 4 日改	正
昭和 52 年 5 月 23 日改	正
昭和 55 年 5 月 28 日改	正
平成 3 年 5 月 23 日改	正
平成 4 年 6 月 3 日改	正
平成 5 年 5 月 27 日改	正
平成 11 年 5 月 19 日改	正
平成 14 年 5 月 15 日改	正
平成 16 年 11 月 7 日改	正
平成 18 年 10 月 18 日改	正
平成 19 年 12 月 3 日改	正

第1章 総則

第 1 条 この法人は、社団法人日本顕微鏡学会（以下本会という）という。

第 2 条 本会は、事務所を東京都千代田区神田佐久間町 1-25 秋葉原鴻池ビル 3F におく。

第 3 条 本会は、理事会の議決を経て、必要の地に支部をおくことができる。

第2章 目的および事業

第 4 条 本会は、会員の研究発表、知識の交換ならびに会員相互間および関連学協会との連絡提携の場となり、顕微鏡学の進歩発展を図り、もって学術、文化の発展に寄与することを目的とする。

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学会誌および学術図書の発行
- (2) 研究発表会、講演会、懇談会等の開催
- (3) 研究の奨励および研究業績の表彰
- (4) 関連諸団体との研究連絡および情報交換ならびに協力
- (5) 調査、研究、見学および視察
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 会員

第 6 条 本会の会員は、次のとおりとする。

(1) 正会員

(2) 賛助会員

(3) 名誉会員

第 7 条 正会員は、顕微鏡およびその応用に關心を持つ学識経験者とする。

第 8 条 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、その事業を援助する者または団体とする。

第 9 条 名誉会員は、顕微鏡およびその応用に關し、学会に顕著な貢献をなし、かつ、
社会に徳望を有する者であつて、総会の議決をもつて推薦する者とする。

第 10 条 正会員および賛助会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

第 11 条 正会員および賛助会員は、別に定める会費を前納するものとする。
既納の会費は返却しない。

第 12 条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

(1) 退会

(2) 死亡、失踪宣告および団体会員の解散

(3) 除名

第 13 条 会員で退会しようとする者は、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

第 14 条 会員が次の各号の 1 に該当するときは、総会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。

(1) 2 ヶ年分以上会費を滞納したとき

(2) 本会の会員として義務に違反したとき

(3) 本会の名誉を傷つけ、本会の目的に反する行為のあったとき。

第4章 役員、評議員、顧問および職員

第 15 条 本会に次の役員をおく。

理事 12名以上16名以内（うち会長1名、副会長1名、常務理事4名）

監事 2名

第 16 条 理事及び監事は、総会において正会員中より選任し、理事は互選で会長1名、副会長1名および常務理事4名を定める。

第 17 条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。

常務理事は、会長および副会長を補佐し、理事会の決議に基づき、日常の事務に従事し、総会の決議した事項を処理する。

第 18 条 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、総会の権限に属しめられた事項以外の事項を決議し、執行する。

第 19 条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

(1) 法人の財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときはこれを理事会、総会又は文部科学大臣に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は総会を召集すること。

第 20 条 理事および監事の任期は 2 年とする。ただし理事については再任を妨げない。

補欠により再任された役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された役員の任期は、現任者の残任期間とする。

役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまで、なお、その職務を行なう。

第 21 条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び社員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決により会長がこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

第 22 条 本会に、評議員 200 名以上 250 名以内をおく。

第 23 条 評議員は、正会員の中から選挙により選出し、総会で選任する。

評議員は役員を兼ねることができない。

評議員の選挙は別に定める規程に基づいて行なう。

評議員の欠員が生じた場合は別に定める規定に従い、速やかに欠員を補充する。

第 24 条 評議員は、正会員を代表して総会に出席し、審議事項を議決する。

第 25 条 評議員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

欠員又は増員により選任された評議員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

評議員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行なう。

第 26 条 評議員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び社員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決により会長がこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

第 27 条 評議員は無報酬とする。

第 28 条 役員および評議員は、民法上の社員として第 37 条によって会務を議決する。

第 29 条 顧問は、本会に対し特に功績があり、15 名以上の正会員の推薦があった者につき、理事会の議決を経て、会長がこれを委嘱する。

第 30 条 顧問は、本会の運営上重要と認められる事項につき、理事会の諮問に応じ、または理事会の要請があるときは理事会に出席して意見を述べるものとする。

第 31 条 本会の事務を処理するため、事務局を設け、所要の職員をおく。

職員は会長が任免する。

職員は有給とする。

第 32 条 事務局の運営および職員に関し必要な事項は理事会で別に定める。

第 5 章 会議

第 33 条 総会は、役員および評議員をもって構成する。

総会は、これを通常総会および臨時総会の 2 種とする。

通常総会は、毎年事業年度終了後 2 箇月以内に招集する。

臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、会長がいつでも招集することができる。

第 34 条 会長は、役員および評議員の現在数の 1 / 5 以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求された場合は、その請求のあった日から 20 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

第 35 条 通常総会の議長は会長とし、臨時総会の議長は会議の都度会員の互選で定める。

第 36 条 総会の招集は、10 日以前にその会議に付議すべき事項、日時、場所を記

載した書面をもって社員に通知する。

第 37 条 総会は、社員現在数の過半数の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。

ただし、当該議事について書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の社員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、社員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

正会員は総会に出席し、意見を述べることができる。

第 38 条 次の事項は、通常総会に提出してその承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画および収支予算
- (2) 事業報告および収支決算
- (3) 正味財産増減計算書、財産目録及び貸借対照表についての事項
- (4) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

第 39 条 総会の議事の要領および議決した事項は、全会員に通知する。

第 40 条 理事会は、会長が招集する。ただし会長は、理事現在数の 1 / 2 以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求があった日から 7 日以内に、これを招集しなければならない。

理事会の議長は、会長とする。

第41条 理事会は、理事現在数の 2 / 3 以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。

理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 42 条 評議員会は、会長が必要と認めたときこれを招集し、会長がその議長となる。

評議員会の議事は、評議員現在数の 1 / 5 以上が出席し、出席者の過半数をもって決する。

第 43 条 すべて会議には、議事録を作成し、議長および当該会議において選任された出席者の代表 2 名以上が署名押印の上、これを保存する。

第6章 資産および会計

第44条 本会の資産は次の通りとする。

- (1) この法人設立当初の電子顕微鏡学会から継承した財産目録記載の財産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴なう収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

第45条 本会の資産を分けて、基本財産および運用財産の2種とする。

基本財産は、財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産および将来基本財産に編入される資産で構成する。

運用財産は、基本財産以外の資産とする。

寄附金品であって、寄附者の指定のあるものは、その指定に従う。

第46条 本会の基本財産のうち、現金は理事会の議決によって、確実な有価証券を購入するかまたは郵便貯金とし、もしくは確実な信託銀行に信託するか、あるいは定期貯金として会長が保管する。

第47条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数及び社員現在数の各々の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

第48条 本会の事業遂行に要する費用は、会費、事業に伴なう収入および資産から生ずる果実その他の運用資産をもって支弁する。

第49条 本会の事業計画およびこれに伴なう収支予算は、毎事業年度開始前に会長が編成し、理事会の議決を経て文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画および収支予算を変更する場合も同様とする。

第50条 本会の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書並びに会員の異動状況書とともに、監事の意見を付け、理事会及び総会の承認を受けて毎事業年度終了後3月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

本会の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決及び総会の承認を

受けて、その一部又は全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

第 51 条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。借入金（その事業年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）については、理事現在数及び社員現在数の各々の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

第 52 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

第 7 章 定款の変更ならびに解散

第 53 条 この定款は、理事現在数及び社員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することはできない。

第 54 条 本会の解散は、理事現在数及び社員現在数の各々 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

第 55 条 本会の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び、社員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、本会の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第 8 章 補則

第 56 条 この定款施行についての細則は、理事会および総会の議決を経て別に定める。

第 57 条 本会の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 定款
- (2) 社員名簿
- (3) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (4) 財産目録
- (5) 資産台帳及び負債台帳
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 理事会及び総会の議事に関する書類

- (8) 官公署往復書類
 - (9) 収支予算書及び事業計画書
 - (10) 収支計算書及び事業報告書
 - (11) 貸借対照表
 - (12) 正味財産増減計算書
 - (13) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項第1号から第5号までの書類、同項第7号の書類及び同項第9号から第12号までの書類は永年、同項第6号の帳簿及び書類は10年以上、同項第8号及び第13号書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。
- 3 第1項第1号、第2号、第4号及び第9号から第12号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(附 則) 昭和47年度において就任する役員のうち理事7名、監事1名については、定款第19条の規定にかかわらずその任期を1年とする。

この定款の変更は、文部大臣の認可の日から施行する。

(附 則) この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日から施行し、昭和53年度の会費から適用する。

(附 則) この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日から施行し、昭和56年度の会費から適用する。

(附 則) この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日から施行し、平成4年度の会費から適用する。

(附 則) この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日から施行し、平成6年度の会費から適用する。